

指導検査基準（指定介護予防訪問入浴介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
<p>第1 基本方針</p> <p>第2 人員に関する基準</p>	<p>1 基本方針 指定介護予防訪問入浴介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p>1 従業者の配置の基準 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者区付に応じた員数を置いているか。 ①看護職員の員数は、1以上となっているか。 ②介護職員の員数は、1以上となっているか。 (2) 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>2 管理者 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において指定介護予防訪問入浴介護事業所を管理する者を置いているか。 (2) 上記(1)の管理者は、専ら指定介護予防訪問入浴介護事業所の管</p>	<p>法第115条の3第1項 都条例112第47条</p> <p>法第115条の4第1項 都条例112第48条 第1項 都規則142第7条 第1項</p> <p>都規則142第7条 第2項 都規則142第7条 第3項</p> <p>都条例112第49条 第1項</p> <p>都条例112第49条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明 ・ 定款、寄附行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット ・ 職員履歴書 ・ 免許証（写） ・ 登録証（写） ・ 職務分担表又は辞令等 ・ 職員名簿等 ・ 利用者台帳 ・ 常勤、非常勤の員数がわかる職員名簿 ・ 勤務表

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>理に係る職務に従事する常勤の者であるか。</p> <p>〔ただし、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。〕</p> <p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>〔指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第50条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。〕</p>	<p>第2項</p> <p>法第115条の4第2項 都条例112第50条 第1項 施行要領第三の二の2 の(2)</p> <p>都条例112第50条 第1項 施行要領第三の二の2 の(3)</p> <p>都条例112第50条 第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護記録 ・平面図 ・設備、備品台帳 ・平面図 ・設備、備品台帳 ・浴槽、机、椅子、電話、手洗 洗浄設備等 車両（浴槽運搬用等）
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>都条例112第51条 第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表

	<p>(2) 管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に、基準条例の「第3章第4節 運営に関する基準」及び「第3章第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤通常の事業の実施地域 (当該指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域をいう。)</p> <p>⑥指定介護予防訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦緊急時等における対応方法</p> <p>⑧その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービスの提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。</p>	<p>都条例112第51条第2項</p> <p>都条例112第52条</p> <p>都条例112第56条準用(第11条第1項)</p> <p>施行要領第三の一の3の(4)の①</p> <p>都条例112第56条準用(第11条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書、業務日誌 ・ 運営規程 ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約書 ・ 勤務表 ・ 勤務表（原則として月ごと） ・ 勤務表 ・ 研修受講修了証明書
--	--	--	---

	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に要支援度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>都条例112第56条準用 (第11条第3項)</p> <p>法第115条の4第2項 都条例112第56条準用 (第12条第1項)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(5)</p> <p>都条例112第56条準用 (第13条)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(6)</p> <p>都条例112第56条準用 (第14条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第15条第1項)</p> <p>法第73条第2項 都条例112第56条準用 (第15条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画、出張命令 ・研修会資料 ・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意書 ・契約書等 ・説明文書 ・利用申込受付簿 ・要支援度の分布がわかる資料 ・サービス提供依頼書 ・利用者台帳 ・被保険者証の写 ・利用者台帳 ・被保険者証の写
--	---	--	--

	<p>8 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況等の把握</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 介護予防支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 介護予防サービス費の受給の援助</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に</p>	<p>都条例112第56条準用 (第16条第1項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第16条第2項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第17条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第18条第1項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第18条第2項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者台帳、名簿 ・利用者台帳、名簿 ・利用者台帳 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会（依頼）、（回答）内容 ・情報提供票 ・終了に際しての注意書 ・利用者の届出書 ・介護予防サービス計画書
--	--	---	---

	<p>対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能になる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行っているか。</p> <p>12 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。</p> <p>13 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>14 身分を証する書類の携行 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の名称、当該介護予防訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。</p> <p>15 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対</p>	<p>都条例112第56条準用 (第20条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第21条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第22条)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(12)</p> <p>都条例112第56条準用 (第23条第1項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第23条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画書 ・利用者台帳 ・業務マニュアル (例：サービスの提供等の記録) ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証明する書類 ・サービス提供票、別表 介護予防サービス計画書 ・業務日誌 ・介護予防訪問入浴介護記録
--	---	--	--

	<p>して提供しているか。</p> <p>13 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)に定める場合において利用者からの支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>①利用者の選定により基準条例第52条第5号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費</p> <p>②利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第85条において準用する施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第53条第7項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領</p>	<p>都条例112第53条第1項</p> <p>都条例112第53条第2項</p> <p>都条例112第53条第3項</p> <p>都規則142第8条第1号</p> <p>都規則142第8条第2号</p> <p>都条例112第53条第4項</p> <p>法第53条第7項 準用（第41条第8項）</p> <p>施行規則第85条 準用（第65条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証 ・ 重要事項説明書 ・ 運営規程（実施区域の確認） ・ 領収証控 ・ 車両運行日誌 ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書 ・ 領収証控 ・ 領収証控
--	--	--	---

	<p>収証に、指定介護予防訪問入浴介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>17 保険給付の申請に必要な証明書の交付 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>18 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>19 緊急時等の対応 (1) 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p>20 衛生管理等</p>	<p>都条例112第56条準用 (第25条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第27条)</p> <p>都条例112第54条</p> <p>施行要領第三の二の3 の(3)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書 (控) (介護給付費明細書代用可) ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 契約書 ・ 運営規程 ・ 利用者台帳 ・ 訪問入浴介護の記録 ・ 緊急時対応マニュアル等 ・ 契約書 ・ 洗濯の記録
--	--	--	---

	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また介護予防訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>21 掲示</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>22 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>23 広告</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>24 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>都条例112第56条準用 (第29条第1項)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(20)</p> <p>都条例112第56条準用 (第29条第2項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第30条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第31条第1項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第31条第2項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第31条第3項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第32条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出関係の証拠書 ・ 健康診断の記録 ・ 衛生マニュアル等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 利用者の同意書 ・ 実際に使用された文書等 (会議資料等) <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等 ・ ポスター等 ・ 広告
--	--	---	---

	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>25 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問入浴介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>なお、区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又</p>	<p>都条例112第56条準用 (第33条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第34条第1項)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(23)の①</p> <p>都条例112第56条準用 (第34条第2項)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(23)の②</p> <p>都条例112第56条準用 (第34条第3項)</p> <p>都条例112第56条準用 (第34条第4項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録
--	---	--	--

	<p>は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>26 地域との連携</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>27 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録及びその他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>28 会計の区分</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>29 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護</p>	<p>都条例112第56条 準用（第35条） 施行要領1882第三の 一の3の(24)</p> <p>都条例112第56条準用 (第36条)</p> <p>都条例112第56条準用 (第36条第2項)</p> <p>施行要領第三の一の3 の(25)の③</p> <p>都条例112第56条準用 (第37条)</p> <p>平13老振発18</p> <p>都条例112第55条第1 項</p> <p>都条例112第55条第2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 事故記録 ・ 損害賠償等の記録 ・ 会計関係書類
--	---	---	---

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>予防訪問入浴介護の提供に関する掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。</p> <p>①基準条例第23条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>②基準条例第27条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録</p> <p>③基準条例第34条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>④基準条例第36条第1項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問入浴介護の提供に努め、その能力を阻害する等の不適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を行わないよう配慮しているか。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況の把握を行っているか。</p> <p>(2) 利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問入浴介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているか。</p>	<p>項</p> <p>法115条の3第1項</p> <p>都条例112第57条第1項</p> <p>都条例112第57条第2項</p> <p>都条例112第57条第3項</p> <p>都条例112第57条第4項</p> <p>都条例112第58条第1号</p> <p>都条例112第58条第2号</p> <p>都条例112第58条第3号</p>	<p>・評価を実施した記録</p> <p>・介護予防訪問入浴介護記録</p> <p>・業務日誌</p> <p>・業務マニュアル</p> <p>・研修参加状況等がわかる書類</p> <p>・職場内研修等の実施記録</p>
-----------------------------------	--	---	---

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行い、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。</p> <p>(6) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>都条例112第58条第4号</p> <p>都条例112第58条第5号</p> <p>施行要領第三の二の3の(4)の④のハ</p> <p>法第115条の5第1項</p> <p>法第115条の5第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分担表又は辞令 ・業務日誌 ・主治の医師の意見確認書類 ・定期消毒の記録等 ・業務マニュアル ・消毒方法マニュアル ・研修資料 ・洗浄及び消毒点検表 ・変更届出書類
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12</p>	<p>法第53条第2項</p> <p>平18厚劳告127(平24厚劳告91)の一</p> <p>平12老企39</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表

	<p>年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 基準額の算定 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。</p> <p>3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>4 清拭又は部分浴の場合の算定 訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>5 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅）に居住する利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 } この場合、前年度の1月当たりの実利用者のうち当該介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する者が30人以上の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。</p> <p>6 特別地域介護予防訪問入浴介護加算 平成12年厚生省告示第24号(別に厚生労働大臣が定める地域)に</p>	<p>平18厚労告127(平24厚労告91)の二</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91)の三</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注1</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注2</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注3</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注4</p> <p>平18厚労告127(平24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護記録 ・勤務表 ・「介護予防訪問入浴介護サービスコード表」参照 ・主治の医師の意見確認書類
--	---	--	---

	<p>所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 中山間地域等における小規模事業所の評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>9 サービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防訪問入浴介護費を算定していないか。</p> <p>10 サービス提供体制強化加算</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定介護予防訪問入浴を行った場合において、1回につき所定の単位数を加算しているか。</p> <p>イ 全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、介護予防訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修の受講を含む。）を実施又は実施を予定</p> <p>ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留</p>	<p>厚労告91) 別表の2のイの注5</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注6 平12厚告26の六十 平21厚労告83</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注7 平21厚労告83</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のイの注8</p> <p>平18厚労告127(平24厚労告91) 別表の2のロの注 平24厚労告96の七十六</p>	<p>・個別研修計画等</p> <p>・会議の議事録等</p>
--	--	--	---------------------------------

	<p>意事項に係る伝達又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催</p> <p>ハ 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し健康診断等を定期的実施</p> <p>ニ 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の割合が50%以上</p> <p>11 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記1から10までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法そ</p>	<p>平18厚労告127(平24厚労告91)</p> <p>別表の2のハの注</p> <p>平24厚労告96の七十七</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断結果の一覧表等 ・介護福祉士の資格証等 ・介護職員処遇改善計画書 ・給与明細等
--	---	--	---

	<p>の他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>② 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準</p>		
--	--	--	--

	のいずれかに適合すること。 ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イ(1)から（6）までに掲げる 基準のいずれにも適合すること。		
--	--	--	--